

北海道科学大学利益相反マネジメント規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道科学大学利益相反ポリシーに基づき、北海道科学大学及び北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）における利益相反マネジメントに関し必要な事項を定め、本学の教職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するとともに、産学官連携の健全な発展に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「利益相反」とは、次に掲げる状態をいう。

- (1) 教職員が産学官連携活動に伴って得る個人的な利益と教職員の教育・研究という大学における職務遂行責任とが衝突・相反している状態。
- (2) 本学が産学官連携活動に伴って得る利益と教育・研究という本学の社会的責任とが衝突・相反している状態。
- (3) 教職員が兼業活動等により企業等に職務遂行責任を負っているため、本学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

2 この規程において「産学官連携活動」とは、本学と企業等との間で行う技術移転、共同研究、受託研究、奨学寄付金の受入れ等又は教職員が企業等で行う兼業活動等のことをいう。

3 この規程において「企業等」とは、本学以外の企業、団体又は個人事業者をいう。

(対象者の範囲)

第3条 この規程において、利益相反マネジメントの対象となる者は、本学の教職員とする。ただし、第7条で規定する利益相反マネジメント委員会が必要と認めた者を対象者に加えることができる。

(利益相反マネジメントの対象)

第4条 利益相反マネジメントの対象は、教職員が産学官連携活動を行う場合で、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 企業等と産学官連携活動を行う場合
- (2) 産学官連携活動に係る企業等から給与、原稿料等の収入もしくは物品、設備の提供等の便益の供与により個人的な経済的利益を得る場合
- (3) 産学官連携活動に係る企業等から公開・未公開を問わず、株式、出資金、新株予約権及び受益権等の個人的な経済的利益を得る場合
- (4) その他第6条で規定する利益相反マネジメント委員会を対象とすることを定めた場合

2 当該教職員と生計を一にする配偶者又は一親等の者が前項各号のいずれかに該当する場合においても、利益相反マネジメントの対象とする。

(利益相反マネジメントの指針)

第5条 産学官連携活動を推進する上で生ずる利益相反の問題を解決する指針は、次のとおりとする。

- (1) 教職員が、本学における職務よりも、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。

(2) 本学が、本学の社会的責任よりも、本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。

(3) 個人的な利益の有無に関わらず、教職員が本学以外の活動を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。

(利益相反マネジメント委員会)

第6条 本学における教職員の利益相反問題を審議し、大学としての判断を示すとともに、利益相反マネジメントに係る基本方針及びその他利益相反に関する事項の審議を行う組織として、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は次に掲げる者をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、臨時の委員を加えることができる。

(1) 委員長 副学長

(2) 委員

ア 研究推進・地域連携センター長

イ 倫理委員会委員長

ウ 学務部長

エ 学長が指名する者 若干名

3 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 利益相反マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項

(2) 利益相反による弊害の発生を抑制するための施策に関する事項

(3) 利益相反に係る相談・助言に関する事項

(4) 利益相反事例に係る調査・勧告に関する事項

(5) 外部からの利益相反の指摘への対応に関する事項

(6) その他利益相反に関する事項

4 その他委員会に必要な事項は、別に定める。

(教職員の義務)

第7条 教職員は、産学官連携活動を行うにあたり、利益相反の疑念を抱きかねないものについてはその解消、またより深刻な状態に発展しないように最大限の配慮及び努力をしなければならない。

2 教職員は、前項に定めるもののほか、本学の利益相反マネジメントに誠実に協力しなければならない。

(大学としての利益相反への対応)

第8条 教職員は、大学としての利益相反があると思われた場合には、随時、問題提起することができる。

2 前項に定める問題提起は、研究推進課において受け付け、委員長に問題提起の内容を報告する。

3 委員長は、報告を受けた内容について検討を行い、委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会を開催し、大学としての利益相反を構成する事実関係を確認の上、利益相反マネジメントが必要であるか否かを審議する。

4 委員長は、前項の審議の結果、大学としての利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると判断した場合には、学長に報告する。

(守秘義務)

第9条 本学における利益相反マネジメントに関する業務に関与する者は、その業務により知り得た一切の情報に係る秘密を他に漏洩してはならない。また、その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(説明責任)

第10条 本学は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外へ公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

2 本学は、学外への情報公開にあたって、その個人情報の保護に留意する。

(庶務)

第11条 利益相反マネジメントにかかる庶務は、研究推進課がこれにあたる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

付 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。